宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防指針(第2期)



令和6年3月19日策定

宮崎県糖尿病・慢性腎臓病 (CKD) 対策検討会宮崎県医師会会宮崎県歯科医師会会宮崎県糖尿病対策推進会議宮崎県慢性腎臓病対策推進会議宮崎県保険者協議会宮崎県健康づくり推進センター宮崎県保健所長会

第1章 全体概要

1 趣旨

宮崎県は、「健康寿命男女とも日本一」を目指して、だれもがいつまでも健康で、いきがいをもって暮らすことができる健康長寿社会の実現に向けて、生活習慣の改善、社会環境の整備等に官民一体となって取り組んでいる。また、自治体や事業所、各種団体による健康づくり対策や医療保険者による特定健診・特定保健指導、医療機関による治療や指導など、多方面から糖尿病対策を講じているところである。

食事、運動等の生活習慣が発症に関わるとされる2型糖尿病(以下、糖尿病とする)は、網膜症、 腎症、神経障害、歯周病、脳・心血管疾患等の様々な合併症を引き起こし、患者の生活の質を低下させかねない。

日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省は、平成28年3月24日「糖尿病性腎症重症 化予防に係る連携協定」を締結し、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定した。

「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」には、「自治体とかかりつけ医等との連携体制は重要であり、あらかじめ、都道府県、市町村において医師会や糖尿病対策推進会議等の地域の関係者と十分協議の上、推進体制を構築する必要がある」と示されている。

このような中で、関係者が共通の目的・目標を持って一層の連携を図り、糖尿病対策に向けた取組を促進するため、宮崎県医師会、宮崎県歯科医師会、宮崎県糖尿病対策推進会議、宮崎県慢性腎臓病対策推進会議、宮崎県保険者協議会、宮崎県健康づくり推進センター、宮崎県保健所長会、宮崎県は協働して本指針を策定する。

なお、本指針は、「糖尿病発症予防」及び「糖尿病性腎症重症化予防」の二つを併せて定めるものであるが、国の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に該当する事項は、第4章に記載する。

2 目的

糖尿病有病者の増加抑制及び糖尿病性腎症重症化予防のための一次、二次、三次予防に、関係機関が連携して取り組み、生活習慣の改善や医療機関への受診につなげる。特に、医療機関未受診者や治療中断者、重症化リスクの高い者にアプローチを強化し、糖尿病発症や糖尿病性腎症重症化、人工透析への移行を防止する。

3 本指針の方向性

本指針は、医療保険者や自治体等が行う糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の考え方や標準的な内容を示すものである。

このため、取組にあたっては地域の実情に応じ、柔軟に対応することが可能であり、医療保険者や自治体等で既に行われている取組を尊重するものである。

また、糖尿病発症を予防するための取組についても、各関係機関の連携により実施することが重要であることから、本県は、本指針に糖尿病の発症予防を含めて記載することとし、合併症の中では特に、糖尿病性腎症重症化予防の取組を中心に記載する。

4 定義

本指針において使用する文言については、以下のとおり定義する。

| 糖尿病 | 2型糖尿病 |
|--------|---|
| HbA1c | NGSP 値 |
| 糖尿病性腎症 | ①糖尿病性腎症と診断されている ②糖尿病と診断されており、糖尿病又は別の原因による腎機能低下(又は腎臓病)を合併している |
| 保険者 | 市町村国保、国保組合、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の医療保険者 ※平成30年度より県も市町村国保の保険者であるが、特定健診等の実施主体は市町村であることから、本指針中では保険者として県を含めない |
| 健診 | 以下を中心に糖尿病関連検査項目がある健康診査 ・高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査 ・労働安全衛生法等に定める健康診断の事業者健診 ・健康増進法に定める市町村の実施する健康診査 |
| 健診実施者 | 上記健診を実施する主体となる者 |

5 **計画の見直し** (第2期: 令和6年度から令和11年度まで)

当指針に基づく各団体の取組実績や検証結果を踏まえ、宮崎県医療計画、宮崎県医療費適正化計画に合わせ6年ごとに見直すものとする。ただし、必要に応じて、6年の経過を待たずに見直すことも可能とする。

6 留意点

介入手段については、健康教育、健診結果通知(結果説明会含む)、健診結果とは別郵送による通知、電話、個別面接、戸別訪問等様々な手段が考えられるが、事例や保険者等関係機関(以下、団体という)のマンパワー等に応じて、団体が適当と認める方法により介入を行う。

対象者の選定基準の検討、受診勧奨の通知文作成または監修、生活習慣改善の働きかけ等には、 専門職の関与が必要である。特に専門的な知識を要する対応や、通知の送付のみでは受診へつなが らない対象者への受診勧奨については、専門職による対応が不可欠であることから、保健指導型受 診勧奨としての位置づけも可能である。

また、治療中の者に対する指導内容や検査状況、治療状況等については、医療機関を含む団体間の情報共有及び連携により、治療と保健指導等が適切かつ効果的に行われることが重要である。

さらに、後期高齢者については、複合的な疾病合併のみならず、フレイル、サルコペニア、認知症 等年齢層を考慮した対象者選定基準の設定が必要であるともに、個人の状況に合わせた対応が求め られるなど、取組の実施に際しては留意を要する。

なお、本指針のより効果的な取組を期すため、各種計画(健康みやざき行動計画 2 1・医療費適正 化計画・データヘルス計画等)と整合性を図る必要がある。

7 個人情報の取扱い

取組を進めるに当たっては、健診データやレセプトデータなどをはじめとして、住所・氏名・年齢・職業・家族構成等といった基本情報、生活習慣に関する情報等、様々な種別の個人情報が、対象者の抽出や受診勧奨、現状の確認等に活用されることが多い。特に健診データやレセプトデータは、一般的には個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定める要配慮個人情報に該当するため、他の個人情報よりも慎重に取り扱う必要があることから、あらかじめ個人情報の取扱いについて整理することが重要である。

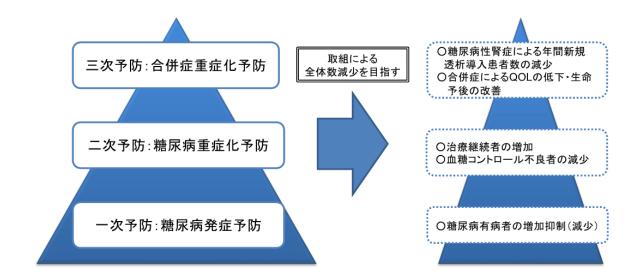
この点に関し、国保及び後期高齢者医療に係る個人情報の取扱いについて、診療報酬明細書、特定健診等記録を活用し、被保険者のニーズに応じた保健事業を効率的かつ効果的に実施することは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和58年法律第80号)等に基づく保険者の事務(事業)に当たるものと既に整理されており*、重症化予防を含む保健事業に個人情報を活用することは、医療保険者として法令上通常想定される目的内利用であると整理されている。

※「国保データベース (KDB) システムから提供される情報の活用について」 (平成25年6月25日厚生労働省事務連絡)

8 参考資料

- ・日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」(平成31年4月25日改定)
- ・重症化予防(国保・後期広域)ワーキンググループ 「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて」(平成29年7月10日) 「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて 事例集」(平成29年7月10日)
- ・日本糖尿病学会編・著「糖尿病治療ガイド2022-2023」,文光堂,2022
- ・日本腎臓学会「CKD診療ガイド2012」

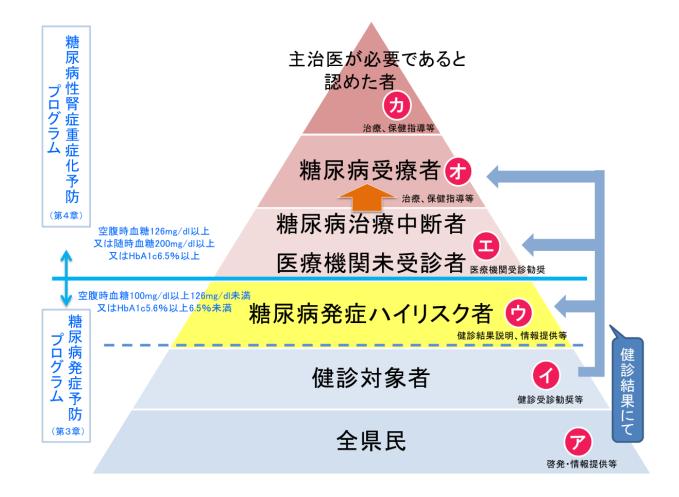
第2章 糖尿病対策の目標設定、取組及び役割



1 目標設定と取組概要

| 区 分 | | 長期目標 |
|------|-----|---|
| 一次予防 | ア~ウ | 糖尿病有病者の増加抑制(減少) |
| 二次予防 | 工~才 | ①治療継続者の増加 ②血糖コントロール不良者の減少 |
| 三次予防 | カ | ①糖尿病性腎症の年間新規透析導入患者数の減少 ②合併症による QOL の低下・生命予後の改善 |

| X | 分 | 対象 | 短期目標 | 介入方法 |
|------|---|---------------------------------|--|---------------------------|
| | ア | 全県民 | 啓発、健康教育等により糖尿病 発症予防に必要な生活習慣を 身につける | 啓発、情報提供、健康教育、保 健指導等 |
| 次予防 | イ | 健診対象者 (医療機 関受診者を含む) | 健診により、自らの身体の状態 を把握する | 健診受診率向上のための啓発、 健診受診勧奨等 |
| P/J | ウ | 健診受診者のうち 糖尿病発症ハイリ スク者 | 健診結果説明や情報提供により、生活習慣を見直す | 健診結果説明、情報提供等 |
| 二次予防 | 工 | 健診受診者のうち 医療機関未受診者 及び治療中断者 | 受診勧奨により医療機関を受診する | 医療機関受診勧奨 |
| 防 | オ | 糖尿病受療者 | 適切な治療及び保健指導を受ける | 治療、保健指導等 |
| 三次予防 | カ | 糖尿病受療者のう ち主治医が必要で あると認めた者 | 糖尿病合併症 (腎症含む) の悪 化を防止する | 治療、保健指導等 |



2 本指針の取組における県民及び各団体の役割

(1) 県民の役割

県民の健康の保持増進を図るためには、県民自らが生涯にわたって日常生活において健康の増進、疾病の予防等に取り組むことが基本**であることから、本指針においては次の2つを役割とする。

- ・疾病の予防、早期発見のため、適切な健診及び保健指導を受ける。
- ・健康及び医療に関する基本的な知識を学ぶこと等により自らの健康づくりに努める。 *宮崎県の地域医療を守り育てる条例(平成25年3月28日公布)

(2) 各団体の役割

【全団体共通】

- ・本指針を関係機関へ周知する。
- ・本指針の取組が円滑に実施できるよう協力する。
- ・県・二次医療圏レベルで協議会や検討会を実施するなど連携体制の強化を図る。
- ・本指針及び糖尿病連携手帳等を活用して多職種連携を図る。
- ・各団体の特性に応じた研修(医師研修、専門職研修等)を実施することにより、糖尿病発症予防及び糖尿病性腎症重症化予防の対策を行える人材の育成に努める。

【宮崎県医師会(郡市医師会)・宮崎県歯科医師会(郡市歯科医師会)・宮崎県薬剤師会(郡市薬剤師会)】

- ・宮崎県糖尿病対策推進会議等を活用し、かかりつけ医と糖尿病専門医や腎臓専門医、眼科 医、歯科医、薬局薬剤師等との連携強化を図る。
- ・宮崎県医師会・宮崎県歯科医師会・宮崎県薬剤師会は、郡市の医師会・歯科医師会・薬剤 師会に対して糖尿病発症及び糖尿病性腎症重症化予防に係る国や県における動向等を周知 し、必要に応じ助言するとともに、県や市町村、保険者等の取組について、会員及び医療 従事者に周知する。
- ・会員に対し、かかりつけ患者への特定健診の受診勧奨、又は特定健診関係項目を保険者へ 情報提供するよう周知する。

【宮崎県糖尿病対策推進会議】

- ・各団体の活動状況を把握の上、市町村等との連携の窓口となる責任者を周知するなど自治 体の取組に協力するよう努めるとともに、本県の糖尿病対策の進め方を検討する。
- ・構成団体に国・県の動向について周知し、医学的・科学的観点からの助言を行う。
- ・かかりつけ医が、糖尿病発症予防及び糖尿病性腎症重症化予防の視点に基づき、治療を行 えるよう支援する。
- ・かかりつけ医に対し、専門医への紹介を行う基準や判断根拠等の周知を含めた医学的・科学的観点からの助言を行う。
- ・地域住民及び患者への啓発や医療従事者への研修を行う。
- ・歯科受診時、薬局来局時やイベント等の様々な場面で、糖尿病治療の中断又は十分な管理 が出来ていないことが判明した住民に対し、可能な範囲で医療機関への受診勧奨を行う。

【宮崎県慢性腎臓病対策推進会議】

- 各団体の活動状況を把握の上、本県の糖尿病性腎症重症化予防対策の進め方を検討する。
- ・「CKD in 宮崎」の開催(オンラインによる会議)など二次医療圏ごとの慢性腎臓病対策について検討や推進を図り、慢性腎臓病に関する知識の普及・啓発に努める。
- ・かかりつけ医が糖尿病性腎症重症化予防の視点に基づき、治療を行えるよう支援する。
- ・かかりつけ医に対し、専門医への紹介を行う基準や判断根拠等の周知等を含めた医学的・ 科学的観点からの助言を行う。
- ・歯科受診時や薬局来局時、イベント等様々な場面で、糖尿病治療の中断又は十分な管理が 出来ていないことが判明した住民に対し、可能な範囲で医療機関への受診勧奨を行う。

【支援に携わる従事者の役割】

- ・眼科医及び歯科医は、これまでの経過や現状等を把握したうえで、専門的な治療に努めるとともに、かかりつけ医やその他診療科への紹介(逆紹介)を積極的に活用し、早期発見・早期治療、重症化予防に努める。定期的な受診継続についても支援する。
- ・薬局薬剤師は、服薬状況の管理・把握に努めるとともに、医療機関等関係機関と連携を図りながら、患者の理解度に応じた支援を行う。

【宮崎県保険者協議会】

- ・保険者間の取組の情報共有、取組実績の集約、各種データの調査・分析を行い、保険者による指針に基づく取組を推進する。
- ・県民(被保険者)に対する健康づくり(糖尿病性腎症重症化予防を含む)の啓発を行う。
- ・特定健診及び後期高齢者健診の受診率向上に積極的に取り組む。

【市町村】

・行政としての住民を対象とした健康づくり施策と、保険者としての被保険者を対象とした

保健事業について、相互で整合性を図りながら、取組を推進する。

- ・庁内での連携体制を整え、共通認識のもと、糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組む。実施にあたっては、特に健康増進部門と国民健康保険部門の連携を深め、保健師や管理栄養士などの専門職や事務職の人材を効率的に活用する。
- ・後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、保健事業の一体的な実施を推進するとともに 継続的な評価ができるよう体制づくりに取り組む。
- ・本指針を参考に、郡市医師会等各関係団体と連携して地域の実情に応じた取組を行う。事業の目標設定や企画、実施方法、評価等を共有する。
- ・PDCAサイクル(地域の健康課題の分析、立案、実施、評価、改善)に基づき、各種事業を展開する。課題分析においては、その地域が有する保健医療等に関する資源の実態(社会資源、専門的な医療人材の有無や数、かかりつけ医や専門医療機関との連携体制の状況など)を明らかにする。
- ・事業計画の立案については、様々な観点から総合的に判断した上で、保健指導や受診勧奨 の内容について検討する。
- ・健診データやレセプトデータ等から医療機関未受診者、治療中断者、コントロール不良者を抽出し、継続的に追跡できることや被用者保険等の他部門、他機関と連携した包括的な支援が行えることは自治体の保健指導の強みであることから、積極的な活用を図り、医療機関との更なる連携強化に努める。
- ・保健指導の効果的な実施のためには人材の資質向上が重要であり、積極的な研修会等への 参加などプログラムに関する知識を得るよう努める。

【後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)】

- ・国保との連携を密にし、保健事業の一体的な実施を推進するとともに、継続的な評価ができるよう体制づくりに取り組む。
- ・国保の保健事業と一体的に実施できるよう調整するなど、市町村の関係各課との連携を図り、広域連合と市町村の役割分担や連携体制を整えて実施にあたる。
- ・高齢者の健康状態や医療費等の状況について、県全体を俯瞰して健康・医療情報を分析加工した統計資料等を提供し、事業企画・評価などを市町村とともに実施する。

【その他の保険者】

- ・本指針を参考に、関係機関と連携して、実情に応じた取組を行う。
- ・PDCAサイクル(被保険者や地域の健康課題の分析、立案、実施、評価、改善)に基づき、保健事業を展開する。
- ・被保険者の加入保険者の変更がある場合には、被保険者の不利益や治療・指導中断が生じることのないよう、被保険者の居住する市町村や企業等との情報共有や連携を図る。
- 特定健診の受診率向上に積極的に取り組む。

【国保連合会】

・支援を必要とする市町村や広域連合に対し、専門性の高い支援を行う。 (KDBの活用によるデータ分析・技術支援、データヘルス計画策定の際の健診データ・レセプトデータ等による課題抽出、事業実施後の評価分析などにおける国保・後期高齢者ヘルスサポート事業を通じた支援、評価委員会による個別支援など)

【宮崎県】

- ・県内の医療体制の構築や連携体制の推進に取り組み、二次医療圏ごとの取組にばらつきが 生じないよう支援を行う。
- ・関係部署の連携を密に行い、具体的な課題や情報を共有した取組を推進する。
- ・データ分析や評価等の支援、市町村や広域連合の担当者の研修等、県としての人材育成支

援を実施する。保健所の機能や人材を活用した取組を推進する。

- ・保健所は、地区分析の実施主体や市町村・広域連合の身近な相談相手としての役割を果たすよう努めるとともに、郡市医師会・医療機関をはじめとする地域の医療関係者や市町村・広域連合への支援を積極的に実施する。
- ・県内の健康課題等に関する俯瞰的な整理を行うとともに、市町村や広域連合が現状分析や 計画の立案、評価等を行うにあたり、活用可能なデータを提供する。市町村や広域連合に おける事業実施状況を定期的に把握し、取組にばらつきがないよう重点的支援等を考慮す る。
- ・県民に対し、糖尿病に関連する生活習慣の改善に向けて、県の各種計画との整合性を図り ながら、健康づくりの啓発や各種健診の推進に取り組む。
- ・医療費の適正化を推進し、主体的に糖尿病性腎症重症化予防に取り組むとともに、重症化 予防に取り組む市町村や広域連合への支援を行う。
- ・市町村が策定する各種計画において糖尿病性腎症重症化予防の取組が市町村全体の取組として進められるよう支援する。

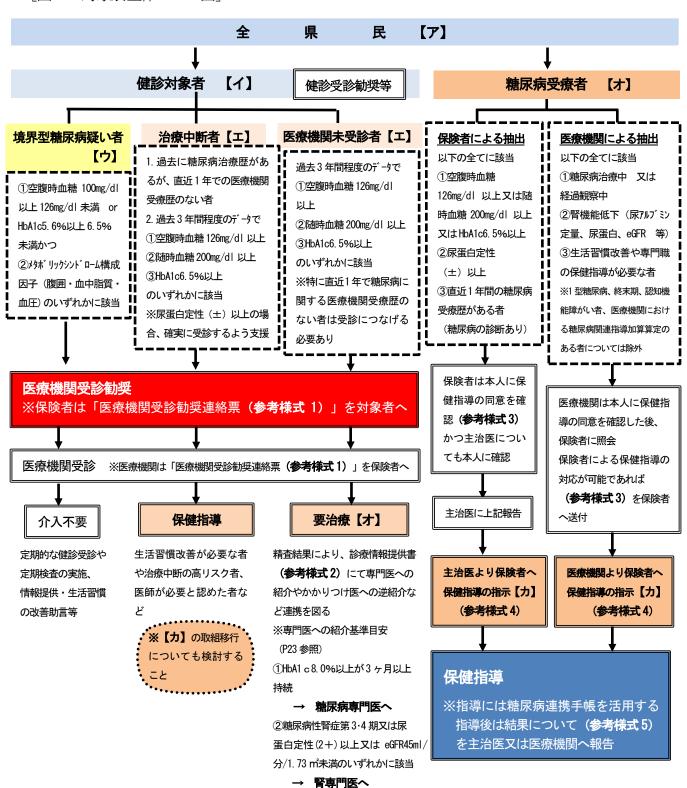
(3) 専門医・かかりつけ医の役割

- 各団体の取組が円滑に実施できるよう協力する。
- ・各医療機関は糖尿病発症予防及び糖尿病性腎症重症化予防の視点を持ち、糖尿病連携手帳を活用する。必要時はかかりつけ医と専門医が相互に紹介(逆紹介)を行いながら、治療を行う。
- ・歯周病と糖尿病は相互に関係していることから、歯科医はかかりつけ医や専門医と相互に 紹介(逆紹介)を行い、連携を図る。
- ・医療機関での保健指導では、十分な効果が期待できない場合(医療機関に保健指導を行える環境がない場合等)や治療中断の可能性がある患者等については、保険者等との連携により保健指導等のアプローチを行う。
- ・患者に対し、特定健診の受診勧奨を行う。
- ・保険者に対し、連絡票や指示書等を活用して、特定健診関係項目の情報提供を行う。

第3章 糖尿病発症予防プログラム

この章では、健康な状態及び健診等検査結果で空腹時血糖 126mg/dl 未満又は HbA1c6.5%未満の対象者に対する各団体の取組について記載する。

「図1 対象別全体フロー図]



| 区分 [イ] | |
|--------|---|
| 対象者の基準 | 健診対象者(医療機関受診者を含む) |
| 短期目標 | 健診により、自らの身体の状態を把握する |
| | 定期的な健診受診や医療機関受診がない場合、自らの身体の状況を把握する機会が少なくなるだけでなく、疾患を早期に発見する機会がなくなる。 健診受診勧奨や健診結果説明の際には、健診を受けることだけではなく、健 診により、本人が自身の身体の状態を明確に把握できるような介入が必要である。 |
| | 〈保険者〉 ・健診の受診機会の拡大 (夜間や休日に受診できるようにする等) に努めるとともに、年1回の継続した健診受診を促す積極的な取組を行う。 → 未受診者に対しては、未受診の理由を把握した上で、複数年の健診未受診者に対する訪問や、地区組織や関係機関と連携し多方面からの健診受診勧奨を行う。 |
| | ・医療機関との適切な連携により、かかりつけ医の診療における検査を積極的 に活用する。 |
| | ・健診結果の見方が理解できるような結果説明(または説明文書の送付)を行う。 |
| 介入方法 | ・継続的な健診受診が、自身の身体状態を把握し、生活習慣を見直す機会になることを説明。 |
| | 〈医療機関〉(歯科医療機関を含む) ・患者に対して健診受診を促す。**1*2 → 他疾患受診中の患者やかかりつけ患者の健診受診状況を問診等の適切な方法により把握し、以下に取り組む。 ① 健診既受診者:年1回の健診受診の継続を促す。 ② 健診未受診者:年1回の健診受診勧奨、又は健診検査項目の検査結果を健診実施者に情報提供することを検討する。 |
| | ・健診受診結果検査値等を診療へ活用する。 |
| | **1特定健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者に義務づけられた健診であり、同法第29条第2項において、実施にあたっては、 医療機関を含む関係機関との連携に努めなければならないこととされている。 |
| | **2保健指導等保健事業の実施に際しては、経年的な健診結果をもとに対象者抽出を行うため、健診結果がない場合、保健事業が真に必要な者が対象者から除外されてしまう可能性がある。そのため、上記取組の積極的な活用を考慮する。 |

| 区分 [ウ] | |
|--------|--|
| 対象者の基準 | 健診受診者のうち糖尿病発症ハイリスク者 (暗界型糖尿病が疑われる者) |
| 短期目標 | 健診結果説明や情報提供により、生活習慣を見直す |
| | (境界型糖尿病が疑われる者) 健診結果説明や情報提供により、生活習慣を見直す 空腹時血糖正常高値等により境界型糖尿病が疑われる者については、生活習慣の重要性や検査値の意味などを情報提供することが必要である。加えて、メタボリックシンドロームの構成因子 (腹囲の基準値超過、脂質異常、高血圧)のいずれかを有する場合は、医療機関での精査を行い、発症予防に向けた早期介入が推奨される。 [図2 区分 [ウ] 境界型糖尿病が疑われる際の対応] 参照 〈保険者〉 ・対象者の生活習慣改善に向けた動機付けが図られるよう丁寧な健診結果説明・情報提供 (保健指導)を行う。 → 将来の糖尿病や糖尿病性腎症の発症予防に向け、血糖・血圧コントロールの必要性、減塩等について、継続的に情報提供を行うことが望ましい。 → 特に、専門職等の介入が可能な場合は、生活環境や理解度に応じて、実施内容の濃淡をつけることも可能であり、高齢者への指導については、フレイル等にも留意する。 ・境界型糖尿病が疑われる健診結果(図1参照)に加え、メタボリックシンドロームの構成因子 (腹囲の基準値超過、脂質異常、高血圧)のいずれかを有する場合は、医療機関において精査を行う必要があるため、受診勧奨を行う。 ・医療機関への受診勧奨を行う際は、対象者の受診状況、受診結果等を把握するため、医療機関と連携体制を構築する。 |
| | <医療機関> ・境界型糖尿病が疑われる健診結果に加え、メタボリックシンドロームの構成因子(腹囲の基準値超過、脂質異常、高血圧)のいずれかを有する者が、医療機関に受診した場合、精査(75gOGTT等)を行う。 |
| | ・精査の結果、糖尿病に係る医学的介入は必要ないと判断された場合についても、予防的観点から、生活習慣の改善や定期的な健診受診の必要性を助言する。 |
| | 保険者から情報共有や連携を求められた際は、連絡票や指示書を積極的に 活用するなど協力を行う。 |

【区分[ウ] 境界型糖尿病が疑われる際の対応】

健診結果

- ①空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満 又は HbA1c 5.6%以上6.5%未満
- ②メタボリックシンドロームの構成因子(腹囲の基準値超過、脂質異常、高血圧)のいずれかを有する

①のみ ⁵

<情報提供>

- ・郵送での結果送付、集団で の結果説明、個別での情報 提供等対象に合った方法を 選択(濃淡をつけることも可)
- ・市町村や保険者で行う健康 教育や集団指導等の活用も 考慮する

-情報提供のポイントー

- ・糖尿病予備群に該当してお り、生活習慣改善が将来の発 症予防につながること
- ・生活習慣改善の方法(食事 方法、運動等)
- •検査値の見方
- ・経年的に健診を受診するこ との重要性



:かかりつけ医、専門医



:保険者等

<精査のため医療機関へ受診勧奨>

<医療機関での精査>

Ļ

・糖尿病に係る医療的介入の要・不要を判断するため精査を行う。

要し く治療>

糖尿病に係る医療的介入



①かつ②

<情報提供>

- ・健診実施医療機関にかかりつけ患者が健診結果 を持参した場合を想定
- ・医学的介入が不要な場合も予防的観点から継続
- した健診受診や生活習慣改善の必要性を説明 ・医療機関での説明が困難な場合や本人の理解 が乏しく、生活習慣の乱れが著明な場合など地 域関係機関と連携が必要な場合は、地域関係機 関と情報共有の上、対応する

- 情報提供のポイントー

- ・糖尿病予備群に該当しており、生活習慣改善が 将来の発症予防につながること
- ·生活習慣改善の方法(食事方法、運動等)
- ・検査値の見方
- 経年的に健診を受診することの重要性

第4章 糖尿病性腎症重症化予防プログラム

この章では、合併症の中でも特に、糖尿病性腎症重症化予防の取組として、空腹時血糖 126mg/dl 以上、又は HbA1c6.5%以上の対象者に対する各団体の取組について記載する。

| 区分 [エ] | |
|--------|--|
| | 健診受診者のうち医療機関未受診者及び治療中断者 |
| 対象者の基準 | (健診実施者等による抽出) ①、②のいずれも満たす者 〔健診データ〕 ① 空腹時血糖 126mg/dl 以上又は随時血糖 200mg/dl 以上又は HbA1c6. 5%以上 〔レセプト又は問診〕 ② 過去1年間の糖尿病による医療機関未受診者 |
| | (1) 医療機関未受診者 ・過去3年間程度の健診データで、上記①に該当する者 → 特に直近1年で糖尿病に関する医療機関受療歴がない者への介入が重要 (2) 治療中断者 ・過去に糖尿病治療歴があるが、直近1年の糖尿病での医療機関受療歴がない者 ・過去3年間程度の健診データで上記①に該当する者 |
| 短期目標 | 受診勧奨により医療機関を受診する |
| 介入方法 | 確実に継続的な医療機関受診行動につながる介入が必要である。 [図3 区分[エ]医療機関受診勧奨の流れ]参照 <保険者> ・文書送付、電話、個別面接、戸別訪問など保険者の特性に応じた受診勧奨を実施する。 ・対象者の状況に応じて、医療機関受診が必要であるという受診勧奨や、保健指導と組み合わせて、本人が医療機関受診の必要性を十分理解でき、受診行動につながるまで関わるなど、介入方法の濃淡をつけて実施する。 ・前年度健診データや当年度の糖尿病に関係する検査データが著しく悪い者、受診勧奨項目が血圧等で重複する者については、介入優先順位を高くするなど、保険者の有するマンパワーや特性に応じて決定する。 ・受診が確認されない場合は、勧奨方法を見直しの上、再度、受診勧奨を試みる。 ・治療中断歴のある者については、再中断に至るリスクが想定されることから、受診継続についての抵抗要因を把握した場合は、医療機関等との情報共有や生活環境の整備など、抵抗要因の軽減に向けた支援を行う。・受診勧奨に伴う医療機関への連絡方法として、参考様式1 (医療機関受診勧奨連絡票)の活用を検討する。 <医療機関> ・受診勧奨により医療機関を受診した場合は、受診結果(診断結果等)を参考様式1 (医療機関受診勧奨連絡票)により受診勧奨元へ返信するなど情報の共有及び連携を行う。 |

:保険者等

【区分「エ】医療機関受診勧奨の流れ】 健診データ① <受診勧奨の方法を検討> ※文書、電話、面接、訪問等、対象者に効果的と ·空腹時血糖126mg/dl以上 判断される方法を検討 又は ※特に、尿蛋白定性(土)以上の場合、治療中断歴のあ ①かつ② ·随時血糖200mg/dl以上 る対象者は、確実に医療機関受診につながるような 又は 方法を検討することが望ましい •HbA1c6.5%以上 レセプト又は問診② <受診勧奨> 過去1年間の未受診者 ※受診勧奨台帳等により実施状況を管理することが望ましい (治療中断者を含む) 受診勧奨後 ※「医療機関受診勧奨連絡票」(参考様式1)を対象者に渡し、 医療機関受診時に持参するよう伝える <受診勧奨後の受療歴なし> ※2回目以降の受診勧奨のポイント 2~3ヶ月後 受療歴 ①1回目と別の方法で受診勧奨を行う など工夫が必要 <保険者へ返信> ②対象者が医療機関受診の必要性に <レセプト確認> 「医療機関受診勧奨連絡票」 ついて認識できる方法を考慮 受診勧奨後の糖尿病 (参考様式1)により、医療機関 受療歴等を確認する ③医療機関受診の阻害要因を対象者 受診結果を受診勧奨元へ返信 から聞き取り、受療行動につながる 仕組みを検討 受診勧奨後 受療歴あり :かかりつけ医、専門医

<受診後フォロー>

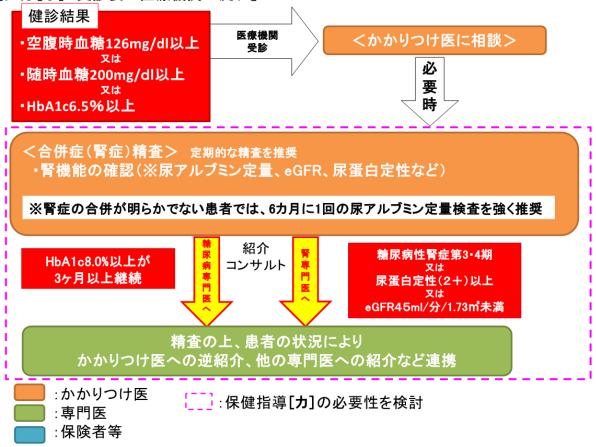
必要に応じて、健康教育等の情報提供やかかりつけ医と

連携した保健指導につなげる

| □ 八 「土 ì | |
|------------------|--|
| 区分 [オ] 対象者の基準 | 糖尿病受療者 |
| | |
| 知目標 介入方法 | 適切な治療機続が図られるよう、関係機関の連携のもと、切れ目のない適切な医療を提供することが必要である。 「図4 区分「オ」受診後の医療機関の流れ」参照 〈宮崎県医師会(郡市医師会)・宮崎県糖尿病対策推進会議・保険者> ・本県では、専門医の配置状況に地域差があることから、糖尿病及び糖尿病性腎症の治療や重症化予防等に携わる医師を対象とした糖尿病治療技術等に関する研修等を開催するほか、専門医とかかりつけ医をつなぐ体制づくりを行う。・地域の実情に応じて、地域レベルでの専門医、かかりつけ医との医療連携体制や関係機関連携体制の構築を考慮する。 〈医療機関〉 ・保険者等の受診勧奨により受診した患者について、精査した結果、糖尿病に係る医療的介入が必要ないと判断された場合も含め、参考様式1(医療機関受診勧奨連絡票)を受診勧奨した保険者に返信する。 ・「糖尿病治療ガイド」(日本糖尿病学会)等を参考に治療を行う。・一・台保症の発症の有無を定期的に精査する必要がある。(詳細については第5章)一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | |

「図4 区分「オ」受診後の医療機関の流れ」

【区分[才] 受診後の医療機関の流れ】



区分[カ] 糖尿病受療者のうち主治医が必要であると認めた者 〈保険者による抽出〉※1 ①~③を全て満たす者 「健診データ」 ① 空腹時血糖 126mg/dl 以上又は随時血糖 200mg/dl 以上又は HbA1c6. 5%以上 ② 尿蛋白定性(±)以上 〔レセプト又は問診〕 ③ 直近1年間の糖尿病受診歴がある者 〈医療機関による抽出〉*1 次の①、②のいずれも満たす者のうち、生活習慣の改善が必要であり、 専門職による保健指導が必要と医師が判断した者 ① 糖尿病治療中又は経過観察中 ② 腎機能低下(尿アルブミン定量、尿蛋白、eGFR等) 対象者の基準 ・糖尿病透析予防指導管理料、生活習慣病管理料等が算定されている者は、基本 的に医療機関の専門職で対応する。 ・患者や地域の状況から、医療機関と保険者による連携対応を要する*2と判断さ れる場合は、両者での協議等を行う。 ※1以下の者は、除外する。 1型糖尿病 ・悪性新生物等で終末期にある者 ・認知機能障害のある者 ・糖尿病透析予防指導管理料又は生活習慣病管理料等が算定されている者 ※2保険者との連携による保健指導を必要とする者の例 ・治療を中断しがちな者、医療機関での専門職配置がなく保健指導が困難な者 短期目標 糖尿病合併症(腎症含む)の悪化を防止する 保険者と医療機関とで情報共有を行い、医療機関における受診状況、医師の指 示、血糖や血圧のコントロール目標と、保険者による食事、運動、禁煙等の保健 指導が連携することにより、対象者の行動変容や自己管理の状況が相互に確認で きることから、治療と保健指導等の適切かつ効果的な実施が図られ、合併症重症 化を防止することが期待される。 <保険者・医療機関> 介入方法 以下参照 [図5 区分[カ]糖尿病性腎症重症化予防保健指導対象者を保険者が選定する 場合 [図6 区分[カ]糖尿病性腎症重症化予防保健指導対象者を医療機関が選定す る場合] 保健指導にあたっては、治療中断のリスクが高いと判断される患者については、 本人の思いや生活状況を踏まえた保健指導を行うことが重要である。

- ・介入手段は、以下を参考に、事例や保険者のマンパワー等を検討し、保険者が適当と認める方法で行う。
 - ① 特定健診結果通知(健診結果説明会含む)
 - ② 特定健診結果と別郵送による通知
 - ③ 電話
 - ④ 個別面接
 - ⑤ 戸別訪問
- ・保健指導に関連する参考様式を別途(参考様式3~5)提示する。
- →患者は住所地市町村外に所在する医療機関を受診することもあることから、 団体・地域で様式を定める際は、本プログラムで示す方針を踏まえ、同様の 内容を検討する。
- ・保健指導を実施する専門職は、糖尿病患者への保健指導のための専門研修等を受けることが望ましい。

介入方法

<保健指導内容>

・病期に応じた保健指導を行うことが望ましい。

| | 医療機関受診の状況確認 |
|--------|------------------|
| | 糖尿病治療内容の確認 |
| | 医療機関受診継続の指導 |
| 各病期共通 | 医師の指示に基づく食事・運動指導 |
| | 禁煙、適量飲酒等の保健指導 |
| | 血糖・血圧のコントロール状況 |
| | 行動変容状況の確認 |
| | 自己管理の実施状況の確認 |
| 糖尿病性腎症 | 合併症管理状況の確認 |
| 第3期以上 | 腎関係治療状況の確認 |

【区分[力] 糖尿病性腎症重症化予防保健指導対象者を保険者が選定する場合]



< 保険者と医療機関の情報連携ツール>

| 指導前 | 医療機関は 「 保健指導指示書 」(参考様式4)により、 指導ポイントを保険者へ指示 | |
|-------|--|--|
| 指導中 | 「 糖尿病連携手帳 」を活用し、 医療機関は治療・検査状況を記載、 保険者は指導状況を記載 | |
| 指導終了後 | 保険者は、指導終了後、 「 保健指導実施報告書 」(参考様式5)により、 保健指導結果を医療機関へ報告 | |

【区分[カ] 糖尿病性腎症重症化予防保健指導対象者を医療機関が選定する場合]

- ①、②のいずれも満たす者のうち、医師が「生活習慣の改善が必要であり、専門職による保健指導が必要」と判断した者
 - ①糖尿病治療中 又は 経過観察中
 - 2腎機能低下

除外項目

- ・1型糖尿病
- ・悪性新生物等で終末期にある者
- ・認知機能障害のある者
- ・医療機関で糖尿病関連指導加算を算定している※

※基本的に医療機関で指導環境があることから、医療機関で対応

指導前

- <参加意向確認>
- ・対象者に趣旨等を 説明し、参加同意を 得る。

<保険者照会> ・対象者の同意がある 旨を伝え、保険者の対 応可能か照会

・可能なら、「保健指導 同意書」(参考様式3) を送付

<対応可否>

- ・医療機関へ保健 指 導の対応可否 を伝え、同意書を 得る。
- <保険者へ保健指導指示>
- ・保健指導指示書(参考様式4) を可能な範囲で記載し、保険 者へ提出

指導開始

- <初回面談>
- ・生活習慣のアセスメント
- ・生活習慣・医療機関受 診状況を踏まえ、対象者 の行動目標を設定

1~5ヶ月

- <継続支援> ※基本は月1回程度
- ・対象者に応じた時期・手段による支援
- → 保険者による個別保健指導だけでな く、委託や市町村または保険者による 健康教育や集団指導等を活用するなど 柔軟な対応可能
- ・治療状況の確認
- → 糖尿病連携手帳等の活用
- ・行動目標の達成状況を確認・評価

6ヶ月後

- <最終面談>
- ・行動目標の達成状況の 振り返り
- ・継続的な自己管理へのアドバイス
- •治療状況の確認

: かかりつけ医、 専門医

: 保険者等

<保険者と医療機関の情報連携ツール>

| 指導前 | 医療機関は 「 保健指導指示書 」(参考様式4)により、 指導ポイントを保険者へ指示 | |
|-------|--|--|
| 指導中 | 「 糖尿病連携手帳 」を活用し、 医療機関は治療・検査状況を記載、 保険者は指導状況を記載 | |
| 指導終了後 | 保険者は、指導終了後、 「 保健指導実施報告書 」(参考様式5)により、 保健指導結果を医療機関へ報告 | |

第5章 かかりつけ医と専門医の介入

1 医療機関と関係機関の連携

- ・前述のとおり、糖尿病は発症予防から合併症重症化予防まで、関係機関と連携した取組が必要である。
- ・関係機関の保健指導等と治療が方向性の一致した介入を行うことで、対象者により高い効果が生じることが見込まれる。
- ・医療機関が保健指導の実施が必要と判断した場合には、実施主体への情報提供と適切な指示を行い、保健指導開始後は、指導状況の把握に努め、状況に応じて適切な助言を行う。
- ・保健指導等の実施主体は、医療機関への適切な状況報告や相談を行うなど積極的な介入を検討する。
- ・患者には、他科受診の際も糖尿病連携手帳を持参し、他機関と連携が図られるよう指導する必要がある。

2 かかりつけ医と専門医の連携

- ・治療にあたっては、糖尿病治療ガイド(日本糖尿病学会)等を参考に実施することが求められる。 →かかりつけ医は、病歴聴取や診察、保険診療における検査等により、対象者の病期判断、循環 器疾患等のリスクや糖尿病合併症(網膜症等含む)の状況を把握し、適切な治療と本人への指 導を行うことが必要である。
- 糖尿病治療の経過中、必要に応じた各専門医等との連携が求められる。
 - →本プログラムでの専門医への照会やコンサルトの基準については、前述の [図 4 区分 [オ] 受診後の医療機関の流れ] を確認する。
 - →本プログラムに記載されていない専門医等への紹介基準については、糖尿病治療ガイド(日本糖尿病学会)を確認する。(表2 専門医への紹介基準の目安)
- ・糖尿病腎症管理には、定期的な尿検査、クレアチニン検査、尿アルブミン定量検査等の実施が必要である。
 - →これらの検査は、特定健診等で必須項目となっていないため、医療機関を受診し、糖尿病の 確定診断をした場合、上記検査結果及びその重症度を確認する。
 - →特に、糖尿病かつ尿蛋白定性(-)の患者の中には、糖尿病性腎症に該当する者も含まれるため、尿アルブミン定量検査によって精査する必要がある。
- ・上記検査項目については、合併症の早期発見をはじめ、保健指導実施の際における重要な指標となるため、経過観察中や治療継続中においても、定期的に検査を実施することが望ましい。
- ・糖尿病の合併症の1つとして、歯周病及び歯の喪失等のリスクがあることから、医科歯科連携も 念頭に置き、歯科への受診勧奨を行うことも必要である。

[表2 専門医への紹介基準の目安]

| 糖尿病専門医 へ紹介 | ○薬剤を使用しても十分な血糖コントロールが得られない場合 ○一旦良好なコントロールが得られていたのに次第にコントロール状態が悪化した場合 ○血糖コントロールの目標値が達成できない状態が3ヶ月以上持続する場合 ○新たな治療を導入する場合 ○インスリン依存状態の治療 ○食事・運動療法、服薬、インスリン注射、血糖自己測定など、外来で十分指導ができない場合の教育入院を検討する場合 |
|-----------------|--|
| | ○糖尿病ケトアシドーシス、高浸透圧高血糖状態の急性合併症が疑われる場合 <参考> 日本糖尿病学会編・著:糖尿病治療ガイド2020-2021, P108-109, 文光堂, 2020 |
| 腎専門医へ紹介 | ※年1回の尿検査と血清クレアチニン検査で CKD の評価を行う。 糖尿病の場合、糖尿病性腎症の早期診断のために尿アルブミン/クレアチニン比(mg/gCr)の定量検査で判断することが必要。 ※定期的(3~6ヶ月に1回)尿中アルブミン検査の実施を推奨 ※基本的には、第4章 区分 [オ] に該当する場合は、腎専門医への紹介を推奨するが、以下の場合についても紹介を検討する。 ○高度蛋白尿:尿蛋白/Cr 比 0.50g/gCr 以上または2+以上 ○尿蛋白と血尿がともに陽性1+以上 ○GFR45ml/分/1.73 ㎡未満(40 歳未満は<60) ○遅くとも尿アルブミン/クレアチニン比が300mg/gCrを超えたとき |
| 歯科医へ紹介 | ○歯肉からの出血、腫脹がある場合○口臭がある場合 |
| 眼科医へ紹介 | ※糖尿病診断時に必ず眼科受診を指導する。眼科受診間隔は以下が目安となる。 網膜症なし・・・・・・・・・1回/1年 単純網膜症・・・・・・・・1回/6カ月 増殖前網膜症・・・・・・・・1回/2カ月 増殖網膜症・・・・・・・・・1回/2カ月 ・地種網膜症・・・・・・・・・・・・・・・1回/1カ月 ※上記の診療間隔は目安であり、症状により短縮・延長が必要。受診した眼科医の指導に従う。 |
| かかりつけ医へ へ紹介 | ○症状が安定○血糖コントロールが良好○自己管理ができる○インスリン導入が良好 など |
| 上記以外の 専門医へ紹介 | 糖尿病治療ガイドを参考に、循環器科等への紹介を行う。 |

第6章 情報共有と事業評価

1 情報共有

地域や職域等での各団体の取組状況を把握・情報共有し、各地域や県全体の課題を検討することで、糖尿病対策のより一層の推進が図られると考えられる。この課題検討の場として、宮崎県糖尿病対策推進会議や保健所の活用を考慮する。

2 事業評価

保険者は、医療保険財政の中で事業を継続していくため、下記に記載したような短・中・長期の評価指標を設定し、ストラクチャー(構造)、プロセス(過程)、アウトプット(事業実施量)、アウトカム(結果)の各段階を意識した評価を行うとともに、必要に応じ、取組の見直しを実施する。

参考: 重症化予防(国保・後期広域) ワーキンググループ 「糖尿病性腎症重症化予防の更なる展開に向けて」

| | | 公域)リーインググループ「格別物性育症単症化」的の更なの展開に同じて」 | | | | | | |
|------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | 全体人数 | 糖尿病患者数、糖尿病性腎症患者数など健診データ、レセプトデータから抽出 | | | | | | |
| 事業評価 | 対象人数 | 事業実施(受診勧奨や保健指導)のために保険者等が抽出し説明等 をした人数 | | | | | | |
| | 参加同意人数 | 対象人数のうち、参加同意をした者 | | | | | | |
| | 事業実施人数 | 参加同意人数のうち、事業(受診勧奨、保健指導)を開始した者 | | | | | | |
| јщ | 事業終了人数 | 事業実施人数のうち、受診勧奨の場合、医療機関受診につながった 者、保健指導の場合、計画する保健指導を終了した者 | | | | | | |
| | 事業実施方法 | 保険者等の事業に係るマンパワー (人数、事業にかかる時間) や委 託状況など | | | | | | |
| /IEI | 行動目標の評価 | 個々または事業全体の行動目標は適切だったか。 | | | | | | |
| 個人評価及び全体評価 | 医療機関受診継続 の評価 | 継続して医療機関受診が出来ている(自己判断による中止等がない)者など | | | | | | |
| 及び | 検査データ | 空腹時血糖、HbA1c、eGFR | | | | | | |
| 全体 | 新規患者数•率 | 新規糖尿病患者、新規透析導入患者 | | | | | | |
| 評価 | 関係機関との連携 の手段 | 同意書や連携ツール (報告書や糖尿病連携手帳など連携のために使用したもの) の内容や使用方法が適切だったか。 | | | | | | |

<参考:血糖コントロール目標> 65歳以上の高齢者については「高齢者糖尿病の血糖コントロール目標」を参照



治療目標は年齢、罹患期間、臓器障害、低血糖の危険性,サポート体制などを 考慮して個別に設定する

- 注1)適切な食事療法や運動療法だけで達成可能な場合,または薬物療法中でも低血糖などの副作用なく達成可能な場合の目標とする
- 注2)合併症予防の観点からHbA1cの目標値を7%未満とする。 対応する血糖値としては、空腹時血糖値130mg/dL未満,食後2時間血糖 値180mg/dL未満をおおよその目安とする。
- 注3)低血糖などの副作用,その他の理由で治療の強化が難しい場合の目標と する。
- 注4)いずれも成人に対しての目標値であり、また妊娠例は除くものとする。

評価指標【県全体】

| | 項目 | 直近値 (令和5年度 |) | 目標値 (令和11年度) |
|----|--|---------------|-----------|------------------|
| | 最終的な特定健診受診率 | | 51. 5% 2) | 70%以上 |
| | 健診未受診者への健診受診勧奨を実施した保険者数 | | 35 3) | 38(全保険者) |
| | 〔対象者全員へ受診勧奨を行った保険者数〕 | | 26 3) | 30 |
| | | 100% | 9. 7% | |
| _ | | 90%以上100%未満 | 15. 5% | |
| | 医療機関を受診した患者に対し、健診の受診勧奨を実施した医療機関の | 70%以上90%未満 | 9. 7% | 実施していない |
| 防 | 割合 | 30%以上70%未満 | 26.6% | (0%)医療機関をな くす |
| | | 1%以上30%未満 | 28. 8% | |
| | | 0% | 9. 7% | |
| | 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満の人の割合 | | 27. 7% 1) | 20.0% |
| | HbA1c5. 6%以上6. 5%未満の人の割合 | | 46. 2% 1) | 40.0% |
| | 空腹時血糖126mg/dl以上の人の割合 【糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者】 | | 5.0% | |
| | HbA1c6.5%以上の人の割合【糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者】 | | 8. 3% 1) | 6. 0% |
| 二次 | 特定健診対象者のうち尿蛋白定性(1+)以上の人の割合 | | 3. 9% 1) | 2. 0% |
| 予防 | 治療中断者・医療機関未受診者に医療機関受診勧奨を行った保険者数 | | 32 3) | 35 |
| | 治療中断者・医療機関未受診者に受診勧奨したことを医療機関へ連絡した 保険者数 | | 21 3) | 26 |
| | 医療機関受診勧奨を行った治療中断者・医療機関未受診者のうち実際に 医療機関を受診した割合 | | 36. 0% 3) | 50% |
| | 年間新規透析導入患者数 | | 478人 5) | 400人 |
| _ | 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数 | | 167人 6) | 144人 |
| 三次 | 医師から保険者へ連絡又は保健指導指示書(様式4等)が届いた件数 | | 18件 3) | 150件 |
| 予防 | 保険者が保健指導指示書(様式4等)等に基づき初回面談を実施した割合 | | 100% 3) | 100% |
| | 医療機関からの指示に基づき保険者が対象者と面談を実施し、その結果を 医療機関へ報告(様式5等)した割合 | | 77. 8% 3) | 80.0% |

【使用元データ】

- 1) 第8回NDBオープンデータ(令和2年度特定健診情報)
- 2) 厚生労働省ホームページ (令和3年度)
- 3) 令和5年度宮崎県健康増進課調ベ(宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防事業に係る調査〔保険者調査〕)
- 4) 令和5年度宮崎県健康増進課調べ(宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防事業に係る調査〔医療機関調査〕)
- 5) 令和4年度健康増進課調べ(慢性透析患者等の状況調査)
- 6) 令和4年日本透析医学会(わが国の慢性透析療法の現況)

健診結果により、医療機関へ受診勧奨する際に使用 本人に健診結果とともに持参させ、医療機関が返信欄に記載し受診勧奨元へ返信

医療機関受診勧奨連絡票

(医療機関名) 主治医 殿

受診勧奨元

団体名:○○市町村担当:○○課 ○○

連絡先:

以下の者について、〇〇健診の結果、宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防指針に基づき、受診勧奨を行いました。

御高診いただき、受診結果を記載の上、〇〇へ返送ください。

| s p が な 患者氏名 | | | | | | 性別 | 男 | • | 女 |
|------------------------------|---------------------------|----------------|----|----------------------------|--------------|----|----------------------|-----|---|
| 生年月日 | Т·S·H | 年 月 | 月 | (| 歳) | 職業 | | | |
| 住所 | | | | | 電 | 話: | _ | _ | |
| 治療歴 | □あり(| 年~ | 年) | □なし | 口不 | 明 | | | |
| 治療(自己)中断歴 | □あり | | | □なし | 口不 | 明 | | | |
| 健診の検査データ (年 月 日) ※添付可 | □空腹時血糖□HbA1c(□eGFR(□尿蛋白定量 |)%)ml/分/1. | | □随時』 □クレ □尿蛋 □尿ア/ | アチニン 白定性(|) | dl ng/dl)mg/g | ;Cr | |
| [返信欄] | | | | | | | | | |

受診の結果は、以下のとおりです。

受診医療機関名:○○病院

診察医師名:

受診日 : 年 月 日

- □ 経過観察(定期的受診不要)
- □ 経過観察(定期的受診予定)
- □ 本院で治療開始
- □ 他院(専門医)へ紹介[紹介先:
- □ その他(
- □(受診勧奨元)による保健指導を希望する。
 - ※患者同意のもと医療機関での検査結果等情報提供可能な場合は、添付も考えられる。

糖尿病治療も行っているかかりつけ医から専門医療機関へ紹介する際に使用

診療情報提供書(かかりつけ医→専門医療機関)

依頼先 病院 科 先生 御侍史

住所 医療機関名 医師名

電話

※以下について、わかる範囲でご記入下さい。

| - X以下につい | こ、42万つ型団(こ記)へ下さい。 | | | |
|-----------------|--|-------------|--------|---|
| 患者氏名 | | 性別 | 男 • 女 | |
| 生年月日 | T·S·H 年 月 日 (歳) | 職業 | | |
| 住所 | | 電話 | 舌: — — | |
| 病名 | □1型糖尿病 □2型糖尿病 □その他の糖尿病 | 亏 (| |) |
| 既往歴・家族 歴 | | | | |
| 紹介目的 | □初期治療及び教育□インスリン導入□血糖コン□合併症特査□合併症治療□急性合併□その他(| | |) |
| 経過概要 (症状・治療) | □末梢神経障害: 無 • 有 □網膜症:無 □他科最終受診:無 • 有 →□腎専門医: 年 | 開始: 註:無・ | |) |
| 現治療状況 | | | | |
| 検査結果 (添付可) | | | | |
| 特記事項 | □逆紹介希望(有・無) | | | |

治療中の患者のうち、保険者等団体の基準で保健指導が必要であると判断した場合に、 保健指導を実施することを患者が了承した場合に利用

保健指導 同意書

(保険者等名) 殿

私は、糖尿病重症化予防に係る保健指導について、次の説明を受け、○○による保健指導に参加することに同意します。

- 1 糖尿病治療に係る指示は、かかりつけ医に従うこと
- 2 保健指導の期間は、概ね○ヶ月程度であり、保健指導に関係する診療情報等は、必要に応じて ○○とかかりつけ医は、情報共有をすること

会和 在 日 日

3 ○○は、かかりつけ医の指示のもと生活習慣の改善に向けた保健指導を行うこと

| 11 J.H | + | Л | Н | | | |
|--------|-----|-----|---|--|--|--|
| | | | | | | |
| ふりがな | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | |
| 住 所 | | | | | | |
| 電 話 | | | | | | |
| かかり | つけ医 | 療機関 | | | | |

参考様式4-表面

治療中の患者のうち、保険者等団体の基準で保健指導が必要であると判断した場合に、 保健指導を実施することをかかりつけ医が了承した場合に利用

保健指導指示書

(保険者名) 殿

年 月 日

医療機関名

住所

主治医名

※以下について、わかる範囲でご記入下さい

| 次以下に JV·C、 | 47/19の東四世 | | 2 V ' | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------|-----------------|-----|----------------|--------|------|--------|--|--|--|--|
| まずな患者氏名 | | | | | 性別 | 男 | i 7 | 女 | | | | | |
| 生年月日 | T·S·H | 年 月 | 日 (| 歳) | 電話 | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | | | | | | |
| 治療方針 | □ 治療中 | ロもしくは | 開始 [| □ 経過観察(| カシ | 月後) | | | | | | | |
| 1口//ホノナル | □ 他医紹 | 四介(| | |) | | | | | | | | |
| | □ 連携支 |] 連携支援のため糖尿病連携手帳を発行しています | | | | | | | | | | | |
| 保健指導の | □ 食生活 | 〕食生活指導 □ 運動指導 □ 服薬指導 □ 禁煙指導 | | | | | | | | | | | |
| 指示事項 | ※保健技 | ※保健指導を実施するにあたり留意すべきことがあれば御指示ください | | | | | | | | | | | |
| 保健師· | □裏面「 | (※1) 栄 | 養等の参考 | 」により実施し | てよい | | | | | | | | |
| 栄養士への | □ 下記内 | 容で指導す | -る | | | | | | | | | | |
| 栄養素等の | ・エネ/・食塩 | ルギー | (|)kcal/)g/日 | 3 | | | | | | | | |
| 指示事項 | ・たんに・カリュ | ぱく質 ウム制限 | (なし |)g/日 ・ あり(|) | mg/日 | | | | | | | |
| 医療機関 | 身長 | 体重 | 血糖(mg/ | dl) HbA1c (%) | 1 | eGFR | 尿ア | ルブミン | 定量 | | | | |
| 検査データ | | | □空腹時 □ | 趙時 % | | (ml/分/1.73 m²) | | (mş | g/gCr) | | | | |
| 検査日 年月日 ※写し添付可 | cm | kg | | | | | | | | | | | |

(※1) 栄養等の参考

食事療養の継続のためには、

- *個々の食習慣を尊重しながら、柔軟な対応を行っていく。
- *患者個々のリスクを評価し、医学的齟齬のない範囲で、食を楽しむことを最も優先させる

■ 総エネルギー摂取量

| 総エネルギー摂取量(kcal/日)* ¹ | 目標体重(kg)*2 | エネルギー係数の目安 |
|---------------------------------|---|--|
| 目標体重×エネルギー係数 (kg) (kcal/kg) | ①65歳未満 身長(m) ² ×22 ②65~74歳 身長(m) ² ×22~25 ③75歳以上 身長(m) ² ×22~25* ³ | ①軽い労作:25~30 (大部分が座位の静的活動) ②普通の労作:30~35 (座位中心だが通勤・家事、 軽い運動を含む) ③重い労作:35~ (力仕事、活発な運動習慣がある) |

- *1:エネルギー摂取量の過不足の評価は、BMI 又は体重の変化を用いる。
- *2:目標体重は現体重に基づいて、段階的に再設定する等の柔軟性に配慮する。
- *3: 75 歳以上の後期高齢者では、現体重に基づき、フレイル、ADL低下、合併症、体組成、 身長の短縮、摂取状況や栄養状態を踏まえて適宜判断する。
- たんぱく質摂取量:エネルギー摂取量の20%以下が望ましい。

栄養障害、フレイル・サルコペニアを有する症例(特に高齢者)では、重度の腎機能障害 が無ければ、充分なたんぱく質の摂取が推奨される。

■ 食塩摂取量:高血圧合併や顕性腎症の場合は、6g未満/日を推奨する。

かかりつけ医了承のもとにおいて、保健指導を実施中(又は終了後)の保険者等から、医療機関(かかりつけ医)宛てに使用

保健指導実施報告書

(医療機関名)

(医師氏名) 様

(保険者名)

下記のとおり指導しましたので報告します。

| まりがな患者氏名 | } 7 □ | | | | | | | 性別 | 男 | • | 女 | |
|----------|-------------|-------|------|-------|-----|-----|-----|------|------|---|----|---|
| 生年月日 | 1 | Т·S·Н | 年 | 月 | 日 (| Ţ | 歳) | 職業 | | | | |
| 住所 | | | | | | | 電 | 話: | _ | _ | | |
| 病名 | | □2型糖尿 | 永病 [| コその他 | (| | | | | | |) |
| ※指示書より | 転記 | | | | | | | | | | | |
| 保健指導 | 拿 | 年 | 月 | 日~ | | 年 | 月 日 | | | | | |
| 年月日 | | | | | | | | (延べ井 | 旨導回数 | 口 |]) | |
| 長期(年 | 月) | | | | | | | | | | | |
| 行動目標 | 兲 | | | | | | | | | | | |
| 短期(年 | 月) | | | | | | | | | | | |
| 行動目標 | 兲 | | | | | | | | | | | |
| 保健指導內 | 內容 | 手段:□電 | 電話 [| □個別面技 | 妾 □ | 家庭訪 | 問□そ | の他 (| | |) | |
| 特記事項 | 頁 | | | | | | | | | | | |
| 担当課名 | | | 担 | !当者名 | | | | 連絡 | 先 | | | |